

2010年10月21日
日本郵政株式会社
郵便局株式会社
株式会社ゆうちょ銀行
株式会社かんぽ生命保険

平成22年10月20日の大雨による災害に対する非常取扱いの実施について

平成22年10月20日に鹿児島県奄美市・大島郡龍郷町において発生した大雨による被災者の皆さまには謹んでお見舞い申し上げます。

日本郵政グループでは、上記大雨により被災された皆さまへの非常取扱いを下記のとおり実施しておりますので、お知らせいたします。

なお、今後、災害救助法が他の地域に追加適用された場合も同様にお取扱いいたします。

また、災害義援金の取扱いにつきましては、具体的な内容が決定した時点で、別途お知らせいたします。

記

1 取扱内容

- (1) 貯金関係（別紙1参照）
通帳・証書等や印章をなくされた被災者の貯金等の非常取扱い等
- (2) 保険関係（別紙2参照）
かんぽ生命の保険契約及び簡易生命保険契約に関する保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱い

2 取扱郵便局及び取扱店

- (1) 貯金関係
郵便局 及びゆうちょ銀行各店舗
簡易郵便局を含みます。（貯金取扱局に限ります。）
- (2) 保険関係
郵便局 及びかんぽ生命保険各支店
簡易郵便局を除きます。

3 取扱期間

- (1) 貯金関係
平成22年10月21日（木）から平成22年11月22日（月）まで
- (2) 保険関係
 - ア 保険料の払込猶予期間の延伸
通常の払込猶予期間を含めて、最長6か月間延伸いたします。
 - イ 保険金の非常即時払等の非常取扱い
平成22年10月21日（木）から平成22年11月22日（月）まで

【報道関係の方のお問い合わせ先】	【お客さまのお問い合わせ先】
郵便局株式会社 総務部 広報室（報道担当） 電 話：03-3504-4127(直 通) FAX：03-3595-0839	郵便局株式会社お客様サービス相談センター 0120-2328-86 携帯電話から 0570-046-666(有料) [受付時間：平日 8:00~22:00 土・日・休日 9:00~22:00]
株式会社ゆうちょ銀行 コーポレートスタッフ部門広報部（報道担当） 電 話：03-3504-4440(直 通) FAX：03-3580-6799	<別紙1関係> ゆうちょコールセンター 0120-108420 [受付時間：平日 8:30~21:00 土・日・休日 9:00~17:00] 12/31~1/3
株式会社かんぽ生命保険 広報部 電 話：03-3504-4418(直 通) FAX：03-3506-0944	<別紙2関係> かんぽコールセンター 0120-552950 [受付時間：平日 9:00~21:00 土・日・休日 9:00~17:00 (1月1日から3日を除きます。)]
日本郵政株式会社 広報部（報道担当） 電 話：03-3504-4162(直 通) FAX：03-3504-0265	日本郵政株式会社 総務・人事部 危機管理室 電 話：03-3504-4794(直 通) [受付時間：平日 9:00~18:00]

通帳・証書等や印章をなくされた被災者の貯金等の非常取扱い等

	取扱いの内容	取扱期間
1	通帳・証書等や印章をなくされた被災者の方に対する次の取扱い ・通常貯金、定額貯金及び定期貯金の払戻し ・民営化前に預入された定額郵便貯金、定期郵便貯金及び 積立郵便貯金の払戻し ・民営化前に預入された定額郵便貯金及び定期郵便貯金を担保とした 貸付け ・払戻証書による払戻金及び返還金支払通知書による返還金の払渡し	平成22年10月21日(木)から 平成22年11月22日(月)まで
2	被災により汚れた紙幣の引換え	
3	国債を紛失した場合のご相談対応(簡易郵便局を除きます。)	

通帳・証書等をなくされた場合には、保証書及び連帯保証人が必要となります。

**かんぽ生命の保険契約及び簡易生命保険契約に関する
保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱い**

1 保険料の払込猶予期間の延伸

保険料のお払込みを猶予する期間を、通常の払込猶予期間を含めて、最長6か月間延伸いたします。

2 保険金の非常即時払等

必要書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

	取 扱 種 別	取 扱 期 間
1	保険金及び未経過保険料の非常即時払	
2	基本契約の解約（解除）の非常取扱い及び基本契約の解約返戻金（還付金）の非常即時払	
3	特約の解約（解除）の非常取扱い及び特約の解約返戻金（還付金）の非常即時払	平成22年10月21日(木)から 平成22年11月22日(月)まで
4	普通貸付金の非常即時払	
5	保険料の前納払込みの取消しによる保険料の払戻し（還付）の非常取扱い	
6	契約者配当金の非常即時払	

保険証券（書）をなくされた場合には、保証書等が必要となる場合があります。